

# 平成30年度農業振興に関する 要請に対する回答書

## <要請項目>

### I. 園芸農業対策

1. 環境制御技術の導入支援について -----1
2. 水田を有効活用した園芸農業対策について -----3
3. 難防除病害虫対策について -----5

### II. 農地・担い手対策

1. 労働力不足対策について -----7
2. 新規就農者の住居確保対策について -----10
3. 新規就農者の初期投資軽減について -----12
4. 収入保険制度について -----14

### III. 鳥獣害対策

1. 鳥獣被害対策専門員配置の継続について -----16

## I. 園芸農業対策

### 1. 環境制御技術の導入支援について

「環境制御技術普及促進事業」により導入を進めている環境制御技術については、炭酸ガス施用ハウスにおいてニラの葉先枯れが発生するなど、一部の品目で課題が残っていることもあり、生産者段階では導入が見送られている状況にあります。

環境制御技術は、収量の増加に必要な技術であることから、導入を促進するためにも、品目別の課題研究を継続し、技術を生産者に周知するとともに、環境制御技術導入への補助を継続するよう要請します。

(回答)

- 1 環境制御技術は、農業を拡大再生産の好循環につなげる重要な技術です。技術の普及の妨げとなっているニラの葉先枯れ等の品目別の課題解決に向けては、農業技術センターでの試験と現場での実証を組み合わせ、早期の技術確立に取り組んでいきます。
- 2 また、環境制御に関する技術については、現在、地区環境制御技術普及推進会議、成果発表会、新施設園芸技術フェアや、マニュアルの配布等により普及を図っています。今後も継続してJAの環境制御技術推進員や営農指導員と連携する

とともに、周知方法を工夫して、より効果的な実証成果の周知に取り組んでいきます。

- 3 環境制御技術は、生産量の増加や農家所得の向上に直結する技術として早期に普及するよう取り組んでいるところです。補助事業については、今後、導入状況や効果など、普及実態を踏まえて、継続を検討してまいります。

## 1. 園芸農業対策

### 2. 水田を有効活用した園芸農業対策について

中山間地域を多く有している本県では、これまで水田等の有効活用や、平野部と中山間地域との品目リレーなど、周年供給による園芸農業を進めてきました。

平成30年度に米の直接支払制度が廃止されることにより、全国的に水稲から園芸への大規模な転換が懸念されています。

このような状況のなか、中山間地域と平野部との標高差を活用して、水田を有効活用し、農業者の所得を確保していくためには、米の消費拡大に向けた取組や、飼料用米などの新規需要米への取組に加えて、加工需要等に適合する園芸品目の作付拡大や新たな有望品目の探索にも注力する必要があります。

水田の有効活用を積極的に推進するため、有望品目の導入推進の加速化を要請します。

(回答)

水田の有効活用について、県内では、集落営農法人やJA出資型法人等によるジャガイモ、キャベツ、加工用ネギ栽培の取り組みが行われています。

また、産業振興計画の地域産業クラスターの取り組みの中で、「加工・業務用野菜の産地化プロジェクト」を立ち上げ、ダイコン、ニンジン、ジャガイモ等の加工用野菜について実証栽培に取り組んでいます。

水田の有効活用に向けては、前述のような取り組みを進めているところですが、県としましても大きな課題であると認識しており、こうした課題意識のもとに土地条件や担い手等の現状把握を行うとともに、水田転作や水田裏作等に適した有望品目の検討を進めていきますので、J Aグループの一層の御協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

## I. 園芸農業対策

### 3. 難防除病害虫対策について

難防除病害虫の多発により、県内の一部の園芸品目においては、生産量が減少し、農産物の安定供給、ひいては産地の存続にも影響しかねない状況にあります。

園芸品目の生産量を維持するため、難防除病害虫に対する防除技術の早期確立に向けた試験研究を継続し、より一層の取組強化をはかるよう要請します。

(回答)

- 1 農産物の安定生産には、的確な病害虫防除が必要であり、難防除病害虫に対する防除技術の早期確立は重要な課題だと考えています。
- 2 農業技術センターでは、難防除病害虫に対する防除技術を確立するための研究開発を行っており、キュウリでは、黄化えそ病について、天敵を使った防除技術に加えて、弱毒ウイルスの感染率（接種効率）を高める研究開発を行っています。
- 3 また、ショウガでは、青枯病と根茎腐敗病について、昨年度から国の研究機関と連携して、低濃度エタノールを利用した土壌還元消毒法の実証試験を行っています。今年度か

らは、新たに大学や国の研究機関と連携し、微生物農薬を用いた抵抗性の誘導や拮抗菌等を利用した防除、輪作・休作による病原菌の低減等、総合的な防除技術の開発に取り組んでいるところです。

4 さらに、ミョウガでは、来年度からハダニに対する有効薬剤の探索や天敵等を利用した総合的な防除技術の確立に取り組めます。

5 その他、ナス、ピーマン等では、ヒートポンプとミストによるハウス内の湿度制御や、緑色光、近紫外線光照射など、新たな病害防除技術の開発にも着手しています。

6 今後も、現場の声をお聞きしながら、新たな難防除病害虫の防除技術の早期確立と普及にスピード感を持って取り組んでいきます。

## Ⅱ. 農地・担い手対策

### 1. 労働力不足対策について

第3期産業振興計画では「地域で暮らし稼げる農業」を目指し、次世代型こうち新施設園芸システムの普及による生産量や産出額の拡大を目標としています。

しかし、生産現場では、生産量の拡大を目指すにも、労働力の確保は厳しい状況が続いており、外国人技能実習生の受け入れを行う生産者も増えてきています。

産地の生産量や産出額の維持拡大を目指すためにも、労働力の確保は不可欠であることから、県域での労働力確保対策の早期実現に向け、「高知県農業労働力確保対策協議会」等の場を積極的に活用するとともに、同協議会の労働力確保態勢の早期構築に向け、取組を加速化させることを要請します。

(回答)

1 農業産出額の維持拡大には、農業生産を支える労働力の確保が重要な課題だと考えています。

昨年度、JAと農業振興センター等で地域の労働力確保対策プロジェクトチームを、また、JA高知中央会等と県域プロジェクトチームを設けて、労働力不足対策への取り組みを始めたところです。

2 昨年度の取り組みから、地域内では農繁期を中心に労働力の確保が難しくなっていること、地域によって労働力が不足する時期が異なること等が明らかになりました。

3 そのため、県域で労働力を確保する仕組みの構築を目指して、6月にJA高知中央会、農業会議、高知労働局と「高知県農業労働力確保対策協議会」を設置しました。

4 協議会では、地域の枠を越えて求人者と求職者のマッチングを図るため、農業労働力確保支援ポータルサイト（「高知家の農のおしごと紹介します」）を7月末に開設しました。

このポータルサイトを活用して活発にマッチングができるよう、各JAからポータルサイトへの求人・求職者情報の提供をお願いします。

5 今後、協議会では、労働力の確保に向けて、地域の労働力確保対策プロジェクトチームと連携しながら、

- ・他産業従事者、学生、シルバー世代、障害者などの様々な人材の掘り起こし
- ・JAの無料職業紹介所の持つ求人・求職者情報のポータルサイトへの登録と情報の共有、地域間のマッチング推進
- ・雇用の安定確保につながる周年作業体系や法人化、適正賃

金などの農家への啓発

- ・省力化栽培技術、省力化機械の開発
- ・県外在住者などを対象とした援農ツアーの開催

などの取り組みを加速していきます。

## Ⅱ. 農地・担い手対策

### 2. 新規就農者の住宅確保対策について

産地の維持や生産量の拡大を目指して、県内外からの研修生や外国人技能実習生の受入れを行っていますが、地域には定住に適した住宅が少なく、住居の確保に対して行政の取り組みも進んでいない状況があります。

担い手の確保・育成対策の強化を図るためにも、新規就農者等の住居確保対策について、関係機関とも連携のうえ、県として積極的に取り組むよう要請します。

(回答)

- 1 地域外からの新規就農者の受入れといった担い手の確保や、移住促進を更に進めるために、地域地域で定住可能な住居を確保していくことは非常に重要です。
- 2 定住可能な住居の確保に向けては、空き家の活用が有効な手段であり、その活用には所有者の協力が不可欠となりますが、これまでの意向調査では、「古い住宅をリフォームしてまでの家賃収入は見込めない」「一旦貸すと返してもらえないのではと不安」など、様々な理由により貸し出しを躊躇するケースもあると聞いています。
- 3 このため、県としましては、空き家の活用を推進するため

に、平成26年度から市町村が行う空き家の再生・活用を支援しており、その中で、空き家の所有者の協力が得られやすくなるよう工夫もしているところです。

具体的には、低廉な家賃設定が可能となるよう、耐震改修やトイレの水洗化などに要する経費の一部を国と県が負担するとともに、定期借家契約の活用を推奨しています。

- 4 今後とも、市町村と緊密に連携しながら、活用可能な空き家の確保対策を進めてまいりますので、地域に根差した農業者の皆様や、農業協同組合の皆様にも、活用可能な空き家の掘り起しに引き続きご協力をお願いいたします。
- 5 また、移住促進と人材確保を更に進めるため、県では、市町村や農業協同組合中央会をはじめとした関係団体の皆様の参画を得て、本年7月に（一社）高知県移住促進・人材確保センターを立ち上げました。
- 6 市町村や地域の皆様が掘り起こした空き家情報については、県が市町村を通じて集約し、このセンターと共有することで、新規就農者も含めた移住希望者のニーズに応じた住まいの情報を提供してまいります。

## Ⅱ. 農地・担い手対策

### 3. 新規就農者の初期投資軽減について

園芸用ハウス整備事業に係る農業者の負担を軽減するため、県は「園芸用ハウス整備事業」を措置していますが、被覆資材については、研修区分の一部において中長期展帳フィルムに限定する形で補助対象としているものの、他の区分では補助対象外としています。

そのため、中古ハウスを活用してコストを抑えようとしても、強度のある中長期展帳フィルムは補助対象外であるために、被覆資材に要する経費が大きくなり、新規就農者のなかでも、就農するにあたって経営基盤が十分でないU・Iターン就農者には大きな負担となっています。

施設園芸に取り組む初期投資を軽減し、新規就農者の確保をはかるため、園芸用ハウス整備事業の流動化区分において、U・Iターン就農者を対象に、現状の限度額内で、中長期展帳フィルムを補助対象とするよう要請します。

(回答)

新規就農者の初期投資の軽減を図るため、ハウス本体整備について、補助対象事業費限度額の見直しや補助率の変更等を段階的に行ってきました。

平成29年度には、同じ新規就農者であっても、平坦地域と中山間地域で補助率が異なっていたものを、地域に関係なく補助

率の高い方である 2/5 以内に統一し、新規就農者の初期投資の軽減を図ってきました。

そのほか、収量増加につながる環境制御技術の導入や流出防止装置付き燃料タンク等について、全てのメニューで補助対象限度額の上乗せを行ってきました。

こうしたなか、園芸用ハウス整備事業の要望件数は年々増加しており、限られた予算の中でハウス整備を行っている状況です。

新規就農者のみならず、既存の生産者からも被服資材を事業対象とするよう要望をいただいておりますが、本事業が生産面積の維持・拡大を図ることを主目的としていることから、現状では、ハウス本体の整備支援を優先させて戴きたいと考えております。

## Ⅱ 農地・担い手対策

### 4. 収入保険制度について

平成30年より加入申請が始まる収入保険制度については、野菜価格安定制度と同時加入ができないなかで、どちらの制度が有利となるか農業者が判断するには情報が少なく、農業者への制度の加入推進は難しい状況にあります。

また、今後、収入保険制度の加入者が増加した場合、野菜価格安定制度が維持できるかどうか不明な状況にあります。

収入保険制度の内容や、野菜価格安定制度の今後の方向性について、早急に明確化するよう、国への働きかけを要請します。

(回答)

収入保険制度につきましては、国において、9月に政省令のパブリックコメントの募集が開始され、11月頃には示される予定と伺っております。また、野菜価格安定制度については、これまでどおり継続すると伺っております。

収入保険制度は、青色申告を行っている農業者を対象としており、NOSA Iを中心に青色申告の普及推進などの周知を行っています。県といたしましても、高知県農協青壮年連盟総会などの会議の場において同様に周知してまいりましたが、現状では、農業者が類似制度との比較ができない状況となっております。

す。

国によりますと、収入保険制度と野菜価格安定制度などの類似制度を比較できるシュミレーションソフトが整備され比較できる体制が整うのは平成 30 年秋頃とされております。

県といたしましては、農業者自らが判断し選択できる体制の、より早期の整備に向けて、国に働きかけてまいります。

### Ⅲ. 鳥獣害対策

#### 1. 鳥獣被害対策専門員配置の継続について

平成24年度より開始され、県内JAに配置された「鳥獣被害対策専門員」については平成27年度の延長を経て、当年度が事業の区切りの年度となっております。

地域における活動も定着して、成果もあがってきており、鳥獣被害対策を図るうえで、専門員は重要な役割を担っています。

しかし、捕獲や防護柵設置等に専門員が取り組んでいるものの、有害鳥獣の増加に伴って被害範囲も拡大し、被害防止対策は追い付いていない状況にあります。

今後も中山間地域を中心に、鳥獣被害対策の効果が十分に発現されるよう支援策および専門員の配置を継続したうえで、専門員が実施する被害防止対策に要する予算を確保するよう要請します。

(回答)

- 1 JAグループにおかれましては、鳥獣被害対策専門員の配置やその活動に対し、ご理解、ご協力をいただき感謝しております。
- 2 おかげさまで、平成28年度の鳥獣被害金額は減少しておりますが、依然として、2億円を超える鳥獣被害がございます。

すので、県としましては、ここで手を緩めることなく、引き続き鳥獣被害対策を強力に進めてまいりたいと考えております。

- 3 具体的な事業につきましては、被害対策に成果の出ている鳥獣被害対策専門員の取り組みや防護柵の設置にかかる委託又は補助事業は継続する方向で考えており、これまでの取り組みの結果を踏まえた改善点等の検証や、市町村等のご意見もお伺いしながら、来年度予算に向けてさらに検討を進めてまいります。